広報
おんが
ONGA
2006.3.25
臨時号

遠賀町自立推進計画
行動計画（概要）

平成18年３月策定

《目次》

「遠賀町自立推進計画　行動計画」について ・・・・・・・・・・・・ 2
大綱 1　職員定数及び給与の見直しについて ・・・・・・・・・・ 2
大綱 2　組織・機構の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・ 3
大綱 3　特別職の定数及び報酬等の見直しについて ・・・・・・ 3
大綱 4　行政委員会・附属機関等の見直しについて ・・・・・・ 4
大綱 5　補助金の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 4
大綱 6　イベントの見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・ 6
大綱 7　施設運営の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・ 7
大綱 8　外部委託等の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・ 8
大綱 9　財産の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
大綱10　事務事業評価制度について ・・・・・・・・・・・・・・ 8
行動計画の実施効果について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
遠賀町職員の給与等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・10

遠賀町自立推進計画 行動計画

1.「遠賀町自立推進計画 行動計画」とは

平成17年3月に策定した「遠賀町自立推進計画」に基づき、その10の大綱ごとに数値目標等、具体的な取組を示した計画（公共下水道等地方公営企業関係の計画を含む。）です。

「遠賀町自立推進計画」に示されている10の大綱を記載しています。

（2）見直しの基本的な考え方、具体的方策その他基準について

「遠賀町自立推進計画」に示されている、大綱ごとの考え方、具体的方策等を記載しています。

2.計画期間

「遠賀町自立推進計画」と同じく、平成17年度から平成21年度までの5年間での取り組みです。

3.行動計画の見方について

（1）大綱について

4.行動計画の進捗状況の管理について

住民代表を含む行動計画推進委員会（仮称）を設置し、毎年、進捗状況の点検を行うとともに、議会への報告を行い、併せて町ホームページ等でも公表します。

表中の各項目について

①実施事項
実施する項目の名称

②指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取組
実施事項の内容・目的・指標の設定など

③見込まれる財政効果額（年額）
実施の年度または実施の翌年度の１年間に見込まれる効果額

④年度欄
検討 ●・・・・・調査研究・準備期間
試行 △・・・・・制度等構築期間
実施 ○・・・・・実施・稼動
継続 →・・・・・実施・稼動状態の継続

⑤担当課
実施事項の所管課
※（　）書きの課については、平成18年4月1日以降の新機構での所管課です。

【大綱１】職員定数及び給与の見直しについて

《見直しの基本的な考え方》

●新規職員の採用は組織の継続性と活性化の観点から必要最小限度に止める。
●新規の行政需要に対しては、指定管理者制度（注1）の推進などで対応する。
●組織・機構の効率化による減員を図り、職員給与の各種手当についても見直しを行う。
●平成18年度以降は、事務事業評価制度や事業実施計画で示された業務量に反映した定員配置になるよう、適時見直しを行う。

実施事項	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→）					担当課
			17	18	19	20	21	
職員定数の見直し	新たに平成17年度から５ヶ年を計画期間とし、現行条例定数133名（嘱託職員を含む。）を15名削減し、平成22年4月1日現在で118人とする定員管理計画を策定、公表し、効率的かつ適正な定員管理を実施していく。	人件費（正規職員分）※（注２） 平成17年度　27,640,000円削減（4名不補充） 平成19年度　6,910,000円増（1名採用） 平成20年度　6,910,000円削減（1名不補充） 平成21年度　13,820,000円削減（2名不補充）	○	→	→	→	→	総務課
退職勧奨制度の導入	要綱を策定し、平成18年度より高齢職員等を対象に実施し、組織の活性化と財政の健全化を図る。	－	●	○	→	→	→	
給料表の見直し	国家公務員に準拠した給与体系とし、平成18年４月から現在の８級制給料表を６級制に改める。	－	●	○	→	→	→	
手当の見直し	調整手当（支給率３%）を廃止し、新たに地域手当（支給率2.5%）へと移行する。	人件費（正規及び嘱託職員） 平成18年度　3,605,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度に税務徴収手当について率（5%）から定額化への検討を行い、平成19年度からの実施を目指す。	（具体的検討後に記載）	●	●	○	→	→	

（注１）：地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、導入された制度。
（注２）：平成17年度一般会計当初予算書より算出した一般職職員（教育長を除く）一人当たり平均人件費（給料・諸手当・共済費）を減員数に乗じて得た額を効果額とした。

【大綱２】組織・機構の見直しについて

《見直しの基本的な考え方》

●住民の視点に立った窓口設置とする。
●定数や所掌事務について、バランスのとれた課・係の配分設置とする。
●効率性とフレキシブルな対応を考慮して、課・係数を現状以下の最小限に留める。
●高度な住民ニーズに柔軟な対処ができるよう、専門部署をより強化する。
●産業振興を含め、まちづくりに専門で取り組む部門を創設する。
●少子高齢化に対する部門を引き続き設置する。
●職員定数の縮減に柔軟に対応できる組織機構とする。

実施事項	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
機構の見直し	職員定数の削減や指定管理者制度導入を前提とした柔軟かつ効率的な組織・機構を目指し、平成18年４月から、町長部局の10課を８課１室に再編。更に平成19年度の収入役の廃止に併せて再度機構を見直し、組織のグループ化に向けた検討を行う。	●	○	→	→	→	企画課
			●	○	→	→	（行政経営課）

※P12に、平成18年４月からの新機構図を掲載しています。

【大綱３】特別職の定数及び報酬等の見直しについて

＜特別職の定数及び報酬の見直しにかかる具体的方策＞

●定数の改正
　１．収入役を、任期満了（平成19年７月６日）をもって廃止する。
　２．非常勤特別職の委員数は、10％を目標に削減する。
●報酬額（４役の給与を含む）の改定
　１．特別職報酬審議会の答申を踏まえて、町長、助役、収入役、教育長の給与の２.５％引き下げについて、議会に提案する。
　２．非常勤特別職の報酬については、特別職の報酬に準拠して報酬の改定を行う。

（１）特別職の定数の見直し

実施事項	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
収入役の廃止	現収入役の任期満了（平成19年７月６日）をもって収入役を助役兼務とする。	人件費　約10,722,000円削減	●	●	○	→	→	企画課（行政経営課）
非常勤特別職委員数の削減	議会議員の定数16名を次期統一地方選挙から2名減員して14名とする。	人件費　9,199,200円削減 政務調査費　240,000円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
	水防協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬　8,700円削減 費用弁償　6,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
	防災協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬　8,700円削減 費用弁償　6,000円削減	●	○	→	→	→	
	農業委員会委員13名を次期選挙から１名減員して12名とする。	報酬　241,000円削減 費用弁償　24,000円削減	●	●	●	○	→	産業課（まちづくり課）
	小作料協議会委員15名を平成18年度から1名減員して14名とする。	報酬　5,800円削減 費用弁償　4,000円削減	●	○	→	→	→	
	農業振興地域整備促進協議会委員13名を平成19年度から1名減員して12名とする。	報酬　5,800円削減 費用弁償　4,000円削減	●	●	○	→	→	
	経営生産対策推進会議委員15名を平成20年度から1名減員して14名とする。	報酬　5,800円削減 費用弁償　4,000円削減	●	●	●	○	→	
	都市計画審議会委員10名を平成18年度から1名減員して9名とする。	報酬　8,700円削減 費用弁償　6,000円削減	●	○	→	→	→	都市計画課（まちづくり課）
	バス対策協議会委員14名を平成18年度から3名減員して11名とする。	報酬　8,700円削減 費用弁償　6,000円削減	●	○	→	→	→	
	美しいまちづくり推進協議会委員8名を平成18年度から1名減員して7名とする。	報酬　5,800円削減 費用弁償　4,000円削減	●	○	→	→	→	
	社会教育委員7名を平成18年度から1名減員して6名とする。	報酬　17,400円削減 費用弁償　12,000円削減	●	○	→	→	→	生涯学習課
	体育指導員15名を平成20年度から3名減員して12名とすることを、18年度も継続協議する。	報酬　159,000円削減 費用弁償　60,000円削減	●	●	●	○	→	
	高齢者保健福祉計画策定委員会委員10名以内を平成17年度から3名減員して７名以内とする。	報酬　34,800円削減 費用弁償　24,000円削減	○	→	→	→	→	福祉課
	ふれあいの里管理運営委員会委員７名を平成18年度途中から1名減員して６名とする。	報酬　5,800円削減 費用弁償　4,000円削減	●	○	→	→	→	
	民生委員推薦会委員14名を平成19年度から7名減員して７名とする。	報酬　20,300円削減 費用弁償　14,000円削減	●	●	○	→	→	

（２）特別職の報酬等の見直し

実施事項	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
常勤特別職員の給与の引下げ	町長・助役・収入役・教育長の給料月額を平成17年７月から2.5%削減済み。	人件費　約1,060,000円削減	○	→	→	→	→	総務課
非常勤特別職の報酬の引下げ	常勤特別職員の給与の引下げに準じて、平成18年４月から年額及び月額支給の各種委員報酬を引き下げる。	報酬　573,000円削減	●	○	→	→	→	総務課

【大綱４】行政委員会・附属機関等の見直しについて

＜附属機関等にかかる整理区分基準＞

●その存在意義を明確にするため、機能に応じ定義付けられた名称を用いることとし、条例・規則・要綱等の設置根拠を整備する。ただし、国県の定める上位根拠法令があり、その中で名称の定めがある場合はそれを尊重する。

［条例により設置する機関（自治法上の附属機関）］

審議会：諮問に応じて問題を論議し、意見を答申することを職務とする機関

審査会：諮問に応じて審査・判定し、意見を答申することを職務とする機関

［要綱により設置する機関］

協議会：関係団体間の協議・連絡・調整、もしくは町政反映のための意見を職務とする機関

委員会：行政委員会及び附属機関の諮問に応じて審議、審査等行い意見を答申する機関

実施事項	具体的な取り組み	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
附属機関等の機能及び名称の見直し	現在、要綱又は規程により設置されいてる委員会又は協議会等について、平成18年度に整理区分基準に照らし機能の点検を行い、必要なものについては平成19年度に見直しを行う。	●	●	○	→	→	全庁的取り組み
附属機関等の廃止	図書館協議会は、指定管理者制度導入により平成18年度中に廃止する。	●	○	→	→	→	生涯学習課
	住宅住環境調査検討委員会委員8人を平成19年度から廃止する。	●	●	○	→	→	都市計画課（建設課）

【大綱５】補助金の見直しについて

≪補助金交付基準と見直しの具体的方策≫

次の基準の設定や見直しについて、平成17年度に関係団体等対象者と協議を行い、平成18年度の実施を目指す。

●補助金の種別や性格に応じ算定基準を設け、それに準じて補助金額を算定する。

●１件あたりの額が10万円以上の補助金についてはそれぞれの補助金交付要綱を設置し、それ以下の補助金についてもそれらを統括する交付要綱等を設けて、すべての補助金について、補助の根拠となる規程、要綱等を整備する。

●申請の段階で補助対象経費を明確にし、種別それぞれの対象外経費を設定して、補助基本額に算定しない。

●国県の補助基準が設定されている場合、それに準拠し、その範囲内で補助する。

●種別の混在する補助金については、それぞれの種別に応じた基準を用い、補助金をそれぞれ算定し、支出先ごとに一本化して交付する。

●補助金の活用について、収支報告書を含む実績報告及び精算を義務化する。

（１）総括的な補助基準の設定（実施事項）

具体的な取り組み	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
補助対象となる事業の基準及び補助金等交付の基準を示す補助金等交付基準を平成17年10月に制定済み。	○	→	→	→	→	企画課（行政経営課）

（２）１件10万円未満の補助金の包括的規則の整備（実施事項）

具体的な取り組み	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
基準額未満補助金等交付規則を平成17年４月に制定済み。	○	→	→	→	→	企画課（行政経営課）

（3）1件10万円以上の補助金について補助規程未整備のものの規定整備（実施事項）

具体的な取り組み	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
遠賀町食生活改善推進会補助金交付規程を整備する。	●	○	→	→	→	保健課（福祉課）
平成17年度に老人クラブ補助金交付規程、精神障害者地域生活援助事業補助事業実施要綱、民生児童委員会補助金交付規程、遺族会補助金交付規程及び地域改善対策自主活動事業補助金交付要綱（仮称）を整備する。	○	→	→	→	→	福祉課
平成18年度に前川等草刈補助金交付要綱及び遠賀町用悪水路浚渫補助金交付要綱を整備する。	●	○	→	→	→	建設課
子ども育成会、青少年育成町民会議、婦人会、PTA学習会、体育協会、スポレクおんが、交流レガッタ、地区公民館長会、地区公民館対抗行事、文化協会、文化祭の各補助金は平成18年度に補助金交付規程を整備する。	●	○	→	→	→	生涯学習課

（4）補助基準による補助金の見直し（実施事項）

補助金など	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→） 17	18	19	20	21	担当課
全国町村議会議員互助負担金	次回改選時に廃止予定。	40,600円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
職員厚生会補助金	平成18年度から補助率9/1,000を8/1,000に見直す。	500,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
交通共済年長者保険料助成	平成18年度に周知を図り、平成19年度から廃止する。	951,000円削減	●	●	○	→	→	
区事務交付金	平成19年度から地区保健衛生事業助成金との統合を含め、あり方を検討する。	（具体的検討後に記載）	●	●	○	→	→	
高齢者等住宅改造補助金	平成18年度から対象世帯の所得基準を非課税世帯のみとする。	900,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
老人クラブ補助金の運営費補助	平成18年度から現行500,000円を400,000円に見直す。	100,000円削減	●	○	→	→	→	
私立保育園補助金 施設整備補助金	平成18年度から補助率80%を70%に削減する。	―	●	○	→	→	→	
私立保育園補助金 施設管理補助金	平成18年度から補助率100%を70%に削減する。	862,000円削減	●	○	→	→	→	
私立保育園補助金 運営費補助金	平成19年度から見直しの対象として協議する。	（協議終了後に記載）	●	●	○	→	→	
私立保育園補助金 職員研修費補助金	平成19年度から見直しの対象として協議する。	（協議終了後に記載）	●	●	○	→	→	
チャイルドシート購入費補助金	平成19年度から廃止する。	300,000円削減	●	●	○	→	→	
生活相談員設置事業における活動助成金	平成18年度から年額39万円のうち、2万円/月分の24万円を削減する。	240,000円削減	●	○	→	→	→	
社会福祉協議会補助金 身体障害者福祉協議会補助金	平成18年度から450,000円を410,000円に削減する。	40,000円削減	●	○	→	→	→	
社会福祉協議会補助金 手をつなぐ親の会補助金	平成18年度から70,000円を65,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→	
社会福祉協議会補助金 母子会補助金	平成18年度から65,000円を60,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→	
遺族会補助金	平成18年度から210,000円を200,000円に削減する。	10,000円削減	●	○	→	→	→	
食生活改善推進会補助金	現行450,000円のうち米消費拡大に係る補助金150,000円を削減し、平成18年度から300,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	保健課（福祉課）
地区保健衛生事業助成金	平成19年度から区事務交付金への統合を含め、あり方を検討する。	（具体的検討後に記載）	●	●	○	→	→	住民課（環境課）
公園愛護会助成金	平成18年度から現行1,320,000円を平成18年度から一律10%削減する。	132,000円削減	●	○	→	→	→	都市計画課（建設課）
農業関係補助金 水稲・麦・大豆優良品種子補助金	平成19年度からの農業政策を踏まえ、減額の方向で検討する。	（具体的検討後に記載）	●	●	○	→	→	産業課（まちづくり課）
農業関係補助金 営農支援対策事業補助金	平成20年度から廃止の方向で検討する。	（具体的検討後に記載）	●	●	●	○	→	
農業関係補助金 地域営農組織活動補助金	平成19年度から廃止の方向で検討する。	1,883,000円削減（平成17年度実績）	●	●	○	→	→	
農業関係補助金 ファームガーデニング事業補助金	平成19年度から過去の実績を踏まえ、事業のあり方を検討する。	（具体的検討後に記載）	●	●	○	→	→	
農業関係補助金 生産調整集落推進費補助金	平成19年度から廃止する。	417,000円削減	●	●	○	→	→	

（４）補助基準による補助金の見直し（実施事項）※前ページのつづき

補助金など		指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→）					担当課
				17	18	19	20	21	
商工会補助金	商工振興員設置補助金	平成18年度から現行150,000円を120,000円に見直す。	30,000円削減	●	○	→	→	→	産業課（まちづくり課）
	税務相談員設置補助金	平成18年度から現行540,000円を450,000円に見直す。	90,000円削減	●	○	→	→	→	
	情報化対策事業補助金	平成18年度から現行410,000円を260,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	
	まちおこし事業補助金	平成18年度から現行1,300,000円を1,100,000円に見直す。	200,000円削減	●	○	→	→	→	
	地域活性化事業補助金	平成18年度から現行200,000円を180,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→	
体育協会補助金		平成17年度に6,301,000円を5,671,000円に見直した。現行5,671,000円を平成18年度から5,400,000円に見直す。平成19年度以降も協議を続け削減に努める。	630,000円削減（H17年度） 271,000円削減（H18年度）	○	→	→	→	→	生涯学習課
スポレクおんが(町民体育祭)補助金		平成17年度から町民体育祭をスポレクおんがと改称し、内容も変えて実施することにより、補助金額2,000,000円を1,000,000円に見直した。	1,000,000円削減	○	→	→	→	→	
婦人会補助金		現行300,000円を平成18年度から280,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→	
地区公民館対抗行事補助金		現行700,000円の見直しについて、平成18年度も継続協議する。	（協議終了後に記載）	●	●	○	→	→	
文化協会一般活動補助金		現行800,000円の見直しについて平成18年度も継続協議する。	（協議終了後に記載）	●	●	○	→	→	
公民館施設補助金		現行2/3の町補助率を平成21年度に1/2補助率への見直しについて、平成18年度も継続協議する。	―	●	●	●	●	○	

【大綱６】イベントの見直しについて

≪イベントの見直しの基本的考え方≫

●効果や目的について明確にし、曖昧なものは見直しを図る。

●職員を含め、ボランティアに参加を求め、活性化を図る。

イベントの名称	具体的な取り組み
おんが春まつり 夏まつり盆踊り大会 成人式 文化祭 スポレクおんが（町民体育祭） おんがレガッタ 健康福祉まつり 聖人式	【効果や目的の明確化】 現在、遠賀町が実施しているすべてのイベントについて、その効果と目的を明確にしていく。そしてイベントを実施するにあたり、遠賀町の特色を十分に活かし、町内外からより多くの人が参加できるような内容を検討していく。また、文化・スポーツ・健康づくりなどをとおして、町民相互の交流の場となるようなイベント作りを行っていく。 平成17年度からは、毎年11月に行っていた「ふれあい釣り大会」をとりやめ、菜の花やレンゲが咲きほこる４月に、「こどもまつり」とあわせて、「おんが春まつり」を新しいイベントとしてスタートさせた。この「おんが春まつり」では、町の特産品や地場産品の直売や町内企業の展示を行い、町内外の人々に遠賀町の主要産業である農業及び商工業のＰＲを図った。さらに各種ボランティア団体による紙芝居や手作りゲーム等の体験教室をとおして、次世代を担う青少年の健全育成を図った。 また、「町民体育祭」を見直し、誰もが気軽に参加できるスポーツ種目を通じて、生涯スポーツの振興、健康づくり、町民相互の交流を目的に「スポレクおんが」という名称で試行的に実施した。 今後も、それぞれのイベントについて、町を取り巻く情勢と町民のニーズを考慮しながら、随時見直しを図る。 【イベントの活性化】 町内各種団体やボランティアの方々の協力のもと、イベント運営を行っていく。今後もより多くの団体やボランティアの方々とともに内容を検討し、あらゆる世代の人が楽しめて、誰もが参加しやすいイベント作りを行い、活性化していく。

【大綱７】施設運営の見直しについて

≪施設運営の見直しにかかる基本的考え方≫

●受益者負担の原則により、基本的に自己負担を設定する。
●利用者の統一した区分を設定する。
●管理運営経費をベースとし、現況を勘案して使用料を設定する。
●指定管理者制度の導入も含め、外部委託による人件費の削減を図る。
●減免について、基準を明確にし、対象や減免率の平準化を図る。

<table>
<tr><th>施設名</th><th>具体的な取り組み又は検討状況</th></tr>
<tr><td>遠賀総合運動公園</td><td rowspan="17">【施設使用料見直し】
　施設使用料を徴収している施設については、管理運営経費や近隣市町と比較し使用料を検討する。
　総合運動公園内施設については、維持管理費に対する使用料の割合や、郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。各体育館や武道場なども総合運動公園と合わせて検討する。
　ふれあいの里については、維持管理費に対する使用料の割合や町の他施設及び郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。
　町営住宅や町営駐車場については、見直しの予定なし。
　下水道施設については、今後の整備状況や同じ処理場を利用する近隣市町の使用料を考慮したうえで、累進制による料金体系への見直しを検討していく。

【施設業務の外部委託の実施又は見直し】
　施設の設備管理、清掃、警備などは、ほとんどの施設でシルバー人材センターなどの民間業者に委託している。今後も経費節減と高齢者等の雇用対策を考慮し、委託できる部分は民間業者に委託していく。

【指定管理者制度の導入】
　遠賀町立図書館については、専門職員の安定的確保や開館時間の延長などによる住民サービスの向上と、図書館に勤務する一般職職員の引き上げによる経費節減を目指し、平成18年9月1日から導入する予定。
　つづいて、遠賀町ふれあいの里、遠賀霊園、遠賀総合運動公園、各町民体育館、遠賀町武道場といった、これらの施設について導入を検討していく。
　生涯学習の拠点となる遠賀町中央公民館や地域に密着した学童保育施設など、指定管理者制度がなじまない施設や小中学校、給食センター、庁舎、下水道施設など制度対象外の施設は現行どおりとする。
　住民サービスの向上と経費削減のため、指定管理者制度の導入が可能な施設は適時検討していく。</td></tr>
<tr><td>遠賀町第1・第2
町民体育館</td></tr>
<tr><td>遠賀町武道場</td></tr>
<tr><td>遠賀川漕艇場</td></tr>
<tr><td>遠賀町中央公民館</td></tr>
<tr><td>遠賀町立図書館</td></tr>
<tr><td>学童保育施設</td></tr>
<tr><td>小中学校</td></tr>
<tr><td>遠賀町給食センター</td></tr>
<tr><td>遠賀町ふれあいの里</td></tr>
<tr><td>庁　舎</td></tr>
<tr><td>遠賀霊園</td></tr>
<tr><td>町営住宅</td></tr>
<tr><td>町営駐車場</td></tr>
<tr><td>町営駐輪場</td></tr>
<tr><td>公　園
（遠賀総合運動公園を除く）</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設</td></tr>
<tr><td>農業集落排水処理施設</td></tr>
<tr><td>地域下水道施設</td></tr>
</table>

指定管理者制度の導入を予定している遠賀町立図書館

【大綱８】外部委託等の見直しについて

≪外部委託等の見直しにかかる基本的考え方≫

●事務事業個票を活用し、委託の評価を行う。
●外部委託により住民サービス水準の低下を招かないよう配慮する。
●個人情報等機密性の高い事務事業等についての守秘義務の徹底を図る。
●受託者に対する審査・監督等、行政の指揮とコントロールを担保する。
●委託仕様書の精査を行い、業務内容等の役割を明確にする。

実施項目	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→）					担当課
			17	18	19	20	21	
外部委託の見直し	事務事業評価制度の中で見直しを実施していく。	－	●	○	→	→	→	全庁的取り組み
事務の外部委託	平成18年度から外国人英語助手業務を町雇用から人材派遣会社からの派遣に切り替える。	人件費　1,047,000円削減	●	○	→	→	→	学校教育課
	平成17年度から町長秘書業務を嘱託から人材派遣会社からの派遣に切り替えた。	人件費　115,000円削減	○	→	→	→	→	総務課

【大綱９】財産の見直しについて

≪財産の見直しの具体的方策≫

●町が保有する土地について、事業実施予定地や商業用地として活用可能なものを除き、迅速な処分を行う。
●商業用地として活用可能な土地については、企業に対し、積極的な誘致を進め、休眠期間を縮小することに努める。
●公用車等維持管理を要する財産については、必要となる適正数を精査し、極力縮小する。

実施項目	指標（数値等の目標）の設定等、具体的な取り組み	見込まれる財政効果額（年額）	年度（検討● 実施○ 継続→）					担当課
			17	18	19	20	21	
未利用地の迅速な処分	平成18年度から八幡西区則松他４筆の土地（計1,796.89㎡）を広告し、速やかに売却する。 また、公共事業用地の残地についても隣接地権者等への働き掛けを行い、売却を推進する。	土地売却益　88,112,000円	●	○	→	→	→	総務課（行政経営課）
公用自動車台数の精査・縮減	消防指令車等の特定目的や図書館等の出先機関に配置している公用車を除き、平成18年度から公用車の集中管理を行い、10年以上使用している車を対象に平成20年度及び平成21年度に各2台、計4台を廃車する。	車検経費　240,000円削減	●	●	●	○	→	

【大綱10】事務事業評価制度について

≪事務事業評価制度の導入にかかる基本的考え方≫

●町の実施する全事務事業を対象とする。
●新規事業については、立案段階で事前評価にかける。
●定期的に評価を実施することとし、翌年度当初予算への反映を目指す。
●低い評価となった場合、迅速な改善を図り、一定期間で効果が得られなければ、廃止の方向で検討する。
●事業が終了した際には、事後評価を行い、次世代の同種事業への反映を目指す。

実施項目	具体的な取り組み	年度（検討● 試行△ 実施○）					担当課
		17	18	19	20	21	
事務事業評価制度の導入	限られた資源（財源・人材等）を必要なところに効率よく配分し、可能な限り負担増を伴わずサービス水準の維持・向上を図るために、事務事業の妥当性、必要性、経済性、効率性、有効性、公正性及び将来性の各観点からそれぞれの基準を設け、毎年事務事業の評価を行い、これを公表する制度を導入する。 平成18年度から20年度までは制度の構築を含め試行し、平成21年度には本格実施を目指す。	●	△	△	△	○	企画課（まちづくり課）

行動計画の実施効果について

平成17年度から平成21年度までの各年度に実施する取組により見込まれる財政効果は、次のとおりです。

財政効果額年度別状況表

（単位：千円）

	項目			削減目標額又は歳入目標額の年度別内訳					計	備考
				H17	H18	H19	H20	H21		
歳入	使用料の見直し									施設使用料具体的検討終了時に計上
歳入	未利用財産の売り払い等							88,112	88,112	土地５筆の売却（売却時期不明なので、計画最終年度に一括計上）
歳出	人件費等削減	職員削減（議員その他非常勤特別職を含む。）		27,699	27,816	37,218	48,402	62,301	203,436	H19年5月1日以降議員定数2名減、H19年7月7日以降収入役廃止
		うち退職者の不補充		27,640	27,640	20,730	27,640	41,460	145,110	H17年度4名不補充、H19年度1名採用、H20年度1名及びH21年度2名不補充
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用								
		給与等削減	三役等特別職	給料	594	792	657	612	612	3,267	町長・助役・収入役及び教育長の給料2.5%削減（H19年7月7日以降は収入役を除く。）
				手当	148	465	400	359	359	1,731	同上に伴う期末手当等影響額及び調整手当から地域手当への移行分（H18年度から支給率0.5%削減）
			職員	給料							
				手当		3,605	3,633	3,605	3,548	14,391	H18年度から調整手当から地域手当への移行分（支給率0.5%削減）
				うち公営企業分		35	35	35	35	140	公共下水道会計職員2名分
			議員等非常勤特別職	報酬		573	573	570	570	2,286	月額・年額委員報酬の見直し
			計		742	5,435	5,263	5,146	5,089	21,675	
		その他			42	565	595	590	590	2,382	給与等削減による共済費町負担金効果額等
		うち厚生福利事業				500	541	541	541	2,123	職員厚生会補助率削減及び議員互助会負担金の廃止
		うち公営企業分				14	14	14	14	56	公共下水道会計職員2名分
	民間委託による事務事業費削減				115	4,062	6,162	6,162	6,162	22,663	H17年度4月から秘書業務を、H18年度4月から外国人英語助手業務を民間からの派遣に切替
	うち指定管理者制度導入によるもの					2,900	5,000	5,000	5,000	17,900	H18年9月から町立図書館に導入
	施設等維持費の見直し					912	912	912	912	3,648	遠賀霊園警備業務廃止等
	補助金の整理合理化				630	3,855	7,406	7,406	7,406	26,703	
	内部監理経費の見直し							240	240	480	公用自動車の台数削減による車検費用の減
	その他事務事業の整理合理化				1,000	1,030	1,030	1,030	1,030	5,120	スポレクおんが（町民体育祭）・健康福祉まつりの見直し
合計					30,228	43,675	58,586	69,888	171,842	374,219	

平成17年度

遠賀町職員の給与等を公表します

遠賀町職員の給与については、町議会における給与条例と予算の審議などを通じて公にしておりますが、町民の皆さんのご理解をいただくため本年度の給与・定員管理の状況を公表します。

●問い合わせ　人事係

1.人件費決算額（普通会計）

（人口：人、金額：千円、率：%）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A
14年度	19,676	6,225,774	1,073,159	17.2
15年度	19,684	6,890,072	1,169,452	17.0
16年度	19,547	7,333,596	1,105,624	15.1

（注）
①住民基本台帳人口は、各年の3月末現在のものです。
②人件費には特別職に支給される給料、報酬を含みます。
③普通会計とは、一般会計、住新特別会計、遠賀霊園特別会計、給食特別会計、地域下水特別会計および土地取得特別会計の合計を言います。

2.職員給与費

（平成17年度一般会計当初予算　金額：千円）

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
121人	449,133	73,362	185,089	707,584	5,847

（注）職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

3.職員の平均給料月額と平均年齢

（平成17年4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
遠賀町	327,426円	39.6歳	322,940円	42.1歳
国	329,728円	40.3歳	285,008円	48.1歳

（注）
①一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたものです。
②平成17年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

4.職員の初任給

（平成17年4月1日現在）

		遠賀町	郡内平均	国
一般行政職	大学卒	177,400円	177,400円	170,700円
	高校卒	148,500円	148,500円	138,800円
技能労務職	高校卒	151,500円	148,500円	136,000円

5.職員の経験年数別･学歴別平均給料月額

（平成17年4月1日現在）

		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	313,600円	372,400円	403,100円
	高校卒	270,600円	308,600円	342,300円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	347,000円

（注）
①経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間等に勤務した経歴がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数を言います。
②平成17年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

6.一般行政職の級別職員数

（平成17年4月1日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主事 技師	主任	係長 主査	係長 企画主査	課長 課長補佐	課長	
職員数（人）	1	4	15	28	12	25	7	6	98
構成比（%）	1.0	4.1	15.3	28.6	12.3	25.5	7.1	6.1	100

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7.期末・勤勉手当

（平成17年度）

	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.70月分	1.40月分	0.70月分
12月期	1.60月分	0.75月分	1.60月分	0.75月分
計	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
加算措置	有り		有り	

（注）平成17年度給与改定後の支給割合です。

8.退職手当

（平成17年度）

	遠賀町		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	21.00月分	27.30月分
勤続30年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

9.職員手当

（普通会計16年度決算　単位：千円）

	総支給額	内容
扶養手当	14,255	配偶者13,500円、2人まで6,000円、その他5,000円
調整手当	14,021	3.0%
住居手当	7,361	持家4,900円　借家27,000円限度
通勤手当	7,721	通勤のため交通機関利用55,000円限度

10.特別職の報酬等の状況

（平成17年度）

		報酬等月額	期末手当
給料	町長	775,000円	6月期 1.40月分 12月期 1.60月分 計 3.00月分 ※20%の加算有
	助役	627,000円	
	収入役	590,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

（注）
町長・助役・収入役の給料月額は、平成17年7月から2.5%減額改定後の金額です。

11.部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

		職員数 平成16年	職員数 平成17年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	3	3		
	総務企画	31	30	△1	自立推進計画係の廃止
	税務	10	11	1	固定資産全棟調査実施に伴う業務増
	民生	15	13	△2	社会福祉協議会への職員派遣廃止、欠員不補充
	衛生	6	6		
	農林水産	8	8		
	土木	16	15	△1	退職不補充
	小計	89	86	△3	
特別行政部門	教育	22	22		
普通会計　計		111	108	△3	
公営企業等部門	国保	2	2		
	老保	1	1		
	介護保険	3	3		
	下水道	7	7		
	小計	13	13		
合計		124	121	△3	

（注）
職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、休職者、派遣職員、再任用職員（常勤）を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

12.定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化計画・進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在、単位：人）

	区分	17年	18年	19年	20年	21年	計
目標計画	減員	6	2	3	2	3	16
	増員	1	3	1	1	0	6
	差引増減員数	△5	1	△2	△1	△3	△10
	職員数	126	127	125	124	121	―
実績	増減数	△5	―	―	―	―	―
	職員数	126	―	―	―	―	―

（注）
（1）計画期間は、平成17年～21年の5年間である。
（2）派遣・出向・休職・再任用・嘱託職員を含み、教育長及び臨時的任用職員を除く。

②定員適正化手法の概要

行政事務改善検討委員会において、機構・定数及び事務事業の見直しを行い、職員の効率的配置により適正化に努める。

○今後も適正な職員定数の管理により、人件費の抑制に努力していきます。

～健全で効率的な行財政運営を目指して～

4月1日から役場は新しい機構に変わります

※今回の改革により企画課、産業課、都市計画課、福祉課、下水道課は廃止になります。また、収入役室、教育委員会事務局、議会事務局については変わりません。

新機構の構成図

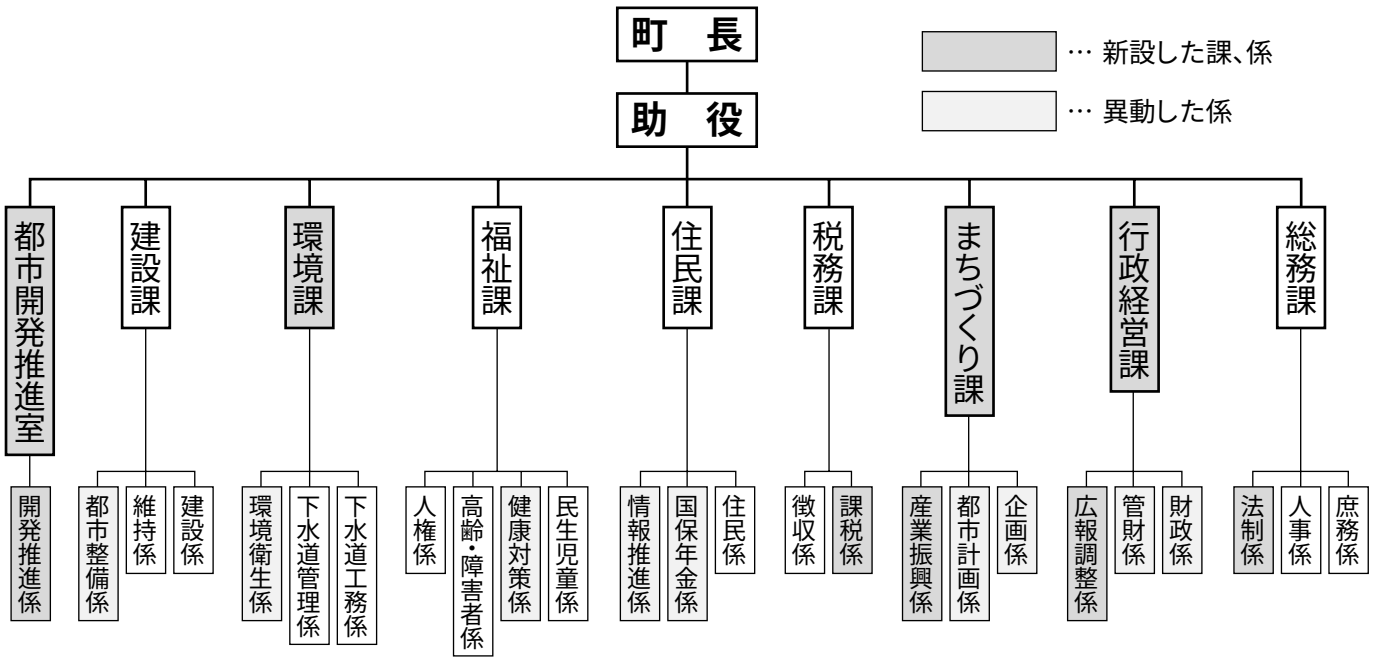

4月3日から役場の執務時間が変わります

●閉庁時間　午後５時15分（今までより15分延長になります）

※開庁時間は午前８時30分からで、今までと変更ありません。

●問い合わせ　企画調整係（広報調整係）

編集・発行　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地　遠賀町役場企画課（☎093-293-1234）印刷　ワキタ総合印刷株式会社